

議案第9号

那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市職員給与条例の一部改正)

第1条 那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則の一部を次の表のよう改正する。

改 正 後	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>(日直手当)</p> <p>第16条の3 日直手当は、日直勤務を命ぜられた職員</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～9 略</p> <p>(日直手当)</p> <p>第16条の3 日直手当は、日直勤務を命ぜられた職員</p>

<p>に対して、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（日直勤務が年末年始期間（12月29日から翌年1月3日までの間）に行われる場合にあっては、<u>9,400円</u>）を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。</p>	<p>に対して、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（日直勤務が年末年始期間（12月29日から翌年1月3日までの間）に行われる場合にあっては、<u>8,800円</u>）を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第17条 略</p>	<p>第17条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（職務の級が6級以上である職員（規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（職務の級が6級以上である職員（規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>（1）～（4） 略</p>	<p>（1）～（4） 略</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>
<p>4～6 略</p>	<p>4～6 略</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第17条の4 略</p>	<p>第17条の4 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>

別表第1を次の表のように改める。

改 正 後

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700

現 行

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300

20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900			20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100			21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900			22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700			23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500			24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100			25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700			26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300			27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900			28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600			29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400			30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800			31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500			32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000			33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400			34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800			35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200			36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600			37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900			38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200			39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500			40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800			41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100			42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400			43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700			44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000			45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500

73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				

73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				

99	309, 500	360, 200				99	301, 000	350, 600		
100	309, 900	360, 600				100	301, 400	351, 000		
101	310, 100	361, 100				101	301, 600	351, 500		
102	310, 400	361, 500				102	301, 900	351, 900		
103	310, 700	361, 900				103	302, 200	352, 300		
104	311, 000	362, 300				104	302, 500	352, 700		
105	311, 200	362, 800				105	302, 700	353, 200		
106	311, 500	363, 200				106	303, 000	353, 600		
107	311, 800	363, 500				107	303, 300	353, 900		
108	312, 100	363, 800				108	303, 600	354, 200		
109	312, 300	364, 200				109	303, 800	354, 700		
110	312, 600					110	304, 200			
111	313, 000					111	304, 600			
112	313, 300					112	304, 900			
113	313, 500					113	305, 100			
114	313, 700					114	305, 300			
115	314, 000					115	305, 600			
116	314, 400					116	306, 000			
117	314, 600					117	306, 200			
118	314, 800					118	306, 400			
119	315, 100					119	306, 700			
120	315, 400					120	307, 000			
121	315, 700					121	307, 400			
122	315, 900					122	307, 600			
123	316, 200					123	307, 900			
124	316, 500					124	308, 200			

	125		316,800							125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 那須烏山市職員給与条例の一部を次の表のよう改正する。

改 正 後	現 行
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条 略	第10条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）	(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
(2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じてそれぞれ規則で定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円 ユ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円 ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
(3) 略	(3) 略
3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することと	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することと

なったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通期間等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当

なったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通期間等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当

の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10 略

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（職務の級が6級以上である職員（規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 略

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（職務の級が6級以上である職員（規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年12月那須烏山市条例第20号）の一部を次の表のよう改正する。

改 正 後	現 行
-------	-----

(特定任期付職員の給与の取扱い)

第10条 略

2 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円

3~4 略

5 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第17条第2項	100分の127.5	100分の97.5
第17条の4第2項第1号	100分の107.5	100分の90

(専門的一般任期付職員の給与の取扱い)

第11条 略

2 専門的一般任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	200,300円
2	227,800円
3	269,500円
4	290,100円

(一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第12条 略

2 一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1級	195,800円
2級	242,000円
3級	276,300円
4級	309,800円

3~5 略

(特定任期付職員の給与の取扱い)

第10条 略

2 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円

3~4 略

5 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第17条第2項	100分の125	100分の95
第17条の4第2項第1号	100分の105	100分の87.5

(専門的一般任期付職員の給与の取扱い)

第11条 略

2 専門的一般任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	192,000円
2	219,500円
3	260,000円
4	279,700円

(一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第12条 略

2 一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1級	183,500円
2級	230,000円
3級	261,300円
4級	287,300円

3~5 略

第4条 那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次の表のよう改定する。

改 正 後	現 行																		
<p>(特定任期付職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 略 2～4 略 5 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第17条第2項</td> <td><u>100分の126.25</u></td> <td><u>100分の96.25</u></td> </tr> <tr> <td>第17条の4第2項第1号</td> <td><u>100分の106.25</u></td> <td><u>100分の88.75</u></td> </tr> </table>	略			第17条第2項	<u>100分の126.25</u>	<u>100分の96.25</u>	第17条の4第2項第1号	<u>100分の106.25</u>	<u>100分の88.75</u>	<p>(特定任期付職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 略 2～4 略 5 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第17条第2項</td> <td><u>100分の127.5</u></td> <td><u>100分の97.5</u></td> </tr> <tr> <td>第17条の4第2項第1号</td> <td><u>100分の107.5</u></td> <td><u>100分の90</u> /1</td> </tr> </table>	略			第17条第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の97.5</u>	第17条の4第2項第1号	<u>100分の107.5</u>	<u>100分の90</u> /1
略																			
第17条第2項	<u>100分の126.25</u>	<u>100分の96.25</u>																	
第17条の4第2項第1号	<u>100分の106.25</u>	<u>100分の88.75</u>																	
略																			
第17条第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の97.5</u>																	
第17条の4第2項第1号	<u>100分の107.5</u>	<u>100分の90</u> /1																	

(那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例（平成20年6月那須烏山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次の表のように改正する。

改 正 後

別表第1 (第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		

現 行

別表第1 (第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		

21	368, 500	451, 100	506, 400				21	354, 000	436, 500	491, 500
22	371, 600	452, 600	508, 100				22	357, 100	438, 000	493, 200
23	374, 700	454, 000	509, 900				23	360, 200	439, 500	495, 000
24	377, 700	455, 400	511, 700				24	363, 200	440, 900	496, 800
25	380, 800	456, 800	513, 300				25	366, 200	442, 300	498, 400
26	383, 100	458, 200	515, 100				26	368, 500	443, 700	500, 200
27	385, 400	459, 500	516, 900				27	370, 800	445, 100	502, 000
28	387, 600	460, 900	518, 400				28	373, 000	446, 500	503, 600
29	389, 500	462, 300	519, 800				29	374, 900	447, 900	505, 000
30	391, 200	463, 600	521, 500				30	376, 600	449, 300	506, 700
31	392, 900	465, 000	523, 300				31	378, 300	450, 700	508, 500
32	394, 700	466, 400	525, 000				32	380, 100	452, 100	510, 200
33	396, 400	467, 700	526, 500				33	381, 900	453, 500	511, 700
34	398, 200	469, 100	527, 800				34	383, 700	454, 900	513, 000
35	399, 800	470, 400	529, 100				35	385, 300	456, 300	514, 300
36	401, 100	471, 800	530, 400				36	386, 700	457, 700	515, 600
37	402, 500	473, 200	531, 400				37	388, 100	459, 100	516, 600
38	403, 900	474, 900	532, 700				38	389, 600	460, 800	517, 900
39	405, 300	476, 500	534, 000				39	391, 100	462, 400	519, 200
40	406, 700	478, 000	535, 300				40	392, 600	464, 000	520, 500
41	408, 200	479, 600	536, 300				41	394, 100	465, 600	521, 500
42	408, 900	480, 800	537, 100				42	394, 800	466, 800	522, 300
43	409, 500	481, 900	537, 900				43	395, 400	468, 000	523, 100
44	410, 100	483, 000	538, 700				44	396, 100	469, 100	523, 900
45	410, 900	484, 000	539, 600				45	397, 000	470, 100	524, 800
46	411, 500	484, 900	540, 400				46	397, 600	471, 100	525, 600
47	412, 100	485, 800	541, 200				47	398, 200	472, 000	526, 400

	48	412,600	486,600	541,900			48	398,800	472,800	527,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	413,100	487,300	542,700		定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	399,400	473,500	527,900
	50	413,500	488,000	543,500			50	399,900	474,200	528,700
	51	414,000	488,700	544,200			51	400,400	474,900	529,400
	52	414,400	489,300	545,100			52	400,900	475,500	530,300
	53	414,800	489,900	546,000			53	401,400	476,200	531,200
	54	415,100	490,600	546,800			54	401,800	476,900	532,000
	55	415,400	491,200	547,700			55	402,200	477,500	532,900
	56	415,800	491,800	548,600			56	402,600	478,100	533,800
	57	416,100	492,100	549,400			57	403,000	478,400	534,600
	58	416,500	492,700	550,200			58	403,400	479,000	535,500
	59	416,800	493,300	551,000			59	403,800	479,700	536,400
	60	417,200	494,000	551,700			60	404,200	480,400	537,100
	61	417,600	494,400	552,500			61	404,600	480,800	537,900
	62	417,900	495,000	553,400			62	405,000	481,400	538,800
	63	418,200	495,700	554,300			63	405,400	482,100	539,700
	64	418,500	496,400	555,200			64	405,800	482,800	540,600
	65	418,800	496,800	556,000			65	406,100	483,200	541,400
	66		497,400	556,900			66		483,800	542,300
	67		498,000	557,800			67		484,400	543,200
	68		498,500	558,700			68		484,900	544,100
	69		499,000	559,500			69		485,400	544,900
	70		499,500	560,400			70		485,900	545,800
	71		500,000	561,300			71		486,400	546,700
	72		500,500	562,200			72		486,900	547,600
	73		500,900	563,000			73		487,300	548,400

74		501, 400				74		487, 800				
75		501, 800				75		488, 200				
76		502, 200				76		488, 700				
77		502, 700				77		489, 200				
78		503, 300				78		489, 800				
79		503, 800				79		490, 400				
80		504, 200				80		490, 800				
81		504, 700				81		491, 300				
82		505, 300				82		491, 900				
83		505, 900				83		492, 500				
84		506, 400				84		493, 000				
85		506, 900				85		493, 500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500	590, 500	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800

(那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月那須烏山市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第10項までの規定の例による。ただし、日額又は時間額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第9項までの規定の例による。ただし、日額又は時間額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の那須烏山市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条、第16条の3第1項及び別表第1の規定、第3条の規定による改正後の那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第12条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例（以下「改正後の医師給与特例条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第17条第2項及び第3項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第10条第5項の規定は同年12月1日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下この条において「適用日」という。）の前日において那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員給与条例」という。）第10条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員給与条例第10条第2項の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員給与条例又は改正後の医師給与特例条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那須烏山市職員給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員給与条例又は第5条の規定による改正前の那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員給与条例又は改正後の医師給与特例条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年11月那須烏山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>附 則 (那須烏山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第6条 略 2～3 略</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の那須烏山市職員給与条例<u>_____</u> _____第10条第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>那須烏山市職員給与条例</u>第1条の2第1項ただし書、第8条第1項、第9条の2第1項並びに第17条第3項及び第5項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>那須烏山市職員給与条例</u>第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>那須烏山市職員給与条例</u>第4条第2項から第10項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>	<p>附 則 (那須烏山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第6条 略 2～3 略</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の那須烏山市職員給与条例<u>（以下「新給与条例」という。）</u>第10条第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第1条の2第1項ただし書、第8条第1項、第9条の2第1項並びに第17条第3項及び第5項の規定を適用する。</p> <p>6 <u>新給与条例</u>第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>新給与条例</u>第4条第2項から第10項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>